

岐阜県公報

第 四 百 十 五 号
令 和 五 年 七 月 二 十 一 日
(金 曜 日)

目 次

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(地域福祉課) 三三二
告示	
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課) 三三四
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同) 三三四
指定医療機関の廃止の届出	(同) 三三四
指定医療機関の休止の届出	(同) 三三五
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同) 三三五
保安林に指定する予定である旨の通知	(同) 三三六
道路の区域変更	(森林保全課) 三三六
都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)	(道路維持課) 三三九
建築基準法に基づく道路の位置指定	(下水道課) 三四〇
保安林の指定の解除の予定	(建築指導課) 三四〇
	(西濃農林事務所) 三四一
公 示	
落札者等に関する公示	(情報システム課) 三四一
落札者等に関する公示	(河 川 課) 三四一

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

規 則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 五 年 七 月 二 十 一 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第五十四号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則(昭和五十年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「及び第四項」を、「第四項及び第五項」に改め、同条第三項中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同条第四項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

別記第三十四号の二様式中

「 診 療 の 種 類 」 を	「 診 療 の 種 類 」 を
「 診 療 の 種 類 」 を	「 診 療 の 種 類 」 を

改め、同様式注意事項第三号中「岐阜県告示」を「岐阜県公報」及び「公示」を「告示」に改め、同様式記載欄第六号中「医療法第七〇条第一項に掲げられたもの」を「標準する診療科名」及び「同項の記載の順序に従って」を「主たる診療科を一番上に記載して」に改め、同様式記載欄第七号中「保健医療機関」を「保険医療機関」に改め、同様式

令 和 五 年 七 月 二 十 一 日

冠記第昭昭十号中「氏名」を「職・氏名」に改める。
 冠記第昭昭三十四号の六号在中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改め、同条第昭昭
 昭昭十号中「年月日は」を「年月日」に改める。
 冠記第昭昭三十四号の七号在中「第15条」を「第15条第1項」に改める。
 昭記第昭昭三十八号様式中

生活扶助費				
住宅扶助費				
教育扶助費				
介護扶助費				
医療扶助費				
出産扶助費				
生業扶助費				
葬祭扶助費				
小計				
保護施設事務費及び委託事務費				
就労自立給付金費				

を

生活扶助費				
住宅扶助費				
教育扶助費				
介護扶助費				
医療扶助費				
出産扶助費				
生業扶助費				
葬祭扶助費				

に

小計				
保護施設事務費及び委託事務費				
就労自立給付金費				
進学準備給付金費				

改める。

昭記第昭昭四十二号様式を次のように改める。

第43号様式 (第24条関係)

年度 月分生活保護費経理状況報告書

県事務所
福祉事務所

区 分	支 出 済 額			国 庫 負 担 金 所 要 額 (ウ×3/4) (エ)	本 月 分 まで の 国 庫 負 担 金 支 出 済 額 (オ)	差 引 過 不 足 額 (オ-エ) (カ)	備 考
	前月までの 支出済 額 累 計 (ア)	本 月 分 支 出 済 額 (イ)	本月までの 支出済 額 累 計 (ア+イ) (ウ)				
生活扶助費	円	円	円	円	円	円	
住宅扶助費							
教育扶助費							
介護扶助費							
医療扶助費							
出産扶助費							
生業扶助費							
葬祭扶助費							
小 計							
施設事務費 及 委託事務費							
就 労 自 立 給 付 金 費							
進 学 準 備 給 付 金 費							
合 計							

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県生活保護法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県生活保護法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

告 示

岐阜県告示第三百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はあと在宅クリニック 羽島	羽島市福寿町本郷二丁目一四〇番地	令和五・四・一
まさきクリニック	大垣市長沢町五丁目一五番一	令和五・五・一
山 川 医 院	大垣市本町一の八二	令和五・五・二
村 島 内 科	大垣市新馬場町一五番一	令和五・六・一

V・drug 国府薬 高山市国府町広瀬町諏訪前一五六 同 六の一

岐阜県告示第三百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ピエル	瑞穂市馬場上光町一丁目九〇番地	うさぎSUN訪問看護ステーション	瑞穂市古橋一七四四の五 コーポ馬淵二階	令和五・五・一
株式会社あむこな ²	海津市海津町平原一八六六の六	訪問看護ステーションここに	海津市海津町平原一八六六の六	令和五・六・一
コ・クリエイトメディカル株式会社	本巣郡北方町高屋伊勢田二丁目二四番地	訪問看護ステーションCCM	本巣郡北方町高屋伊勢田二丁目二四番地	同
ヤマノウチ実業株式会社	不破郡垂井町表佐一〇七番地の一	訪問看護ステーションアツプル	不破郡垂井町表佐七〇九番地の二	同

岐阜県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
はあと在宅クリニック 羽島	羽島市江吉良町字東郷中九〇七	令和五・三・三一
ゴシマ歯科医院	恵那市大井町二二三六の一七六	同
まさきクリニク	大垣市長沢町五丁目一五番一	令和五・四・三〇
山 川 医 院	大垣市本町一の八二	令和五・五・一
太 田 齒 科	各務原市緑苑南三の一五〇	令和五・五・一五
村 島 内 科	大垣市船町五の一の一	令和五・五・三一
スギ薬局 各務原東店	各務原市蘇原瑞雲町四丁目一番地	令和五・二・二八

岐阜県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

新 井 正

一 山県市高富二一一九

居宅療養管理指導

あらいクリニック

株式会社れんげグループ

七 本巣市宗慶五七三番地

訪問看護

訪問看護ステーションれんげ

一 本巣市下真桑六七〇番地

令和五・六・一

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
古田歯科医院	美濃市俄町二一一五	令和五・三・七
新 田 医 院	加茂郡白川町中川四八八	令和五・三・三一

岐阜県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業所等の所

在 地

指 定 年 月 日

一 山県市高富二一一九

令和五・三・一

同	同	介護予防 訪問看護	同
株式会社 L u c k	揖斐郡池田町池野五 〇七	訪問看護	訪問看護ステーションふく ろく
同	同	介護予防 訪問看護	同

岐阜県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
美濃市大字乙狩字名古平一九七〇から一九七二まで
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字名古平一九七〇から一九七二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

同	同	介護予防 訪問看護	同
株式会社 L u c k	揖斐郡池田町池野五 〇七	訪問看護	令和 五・六・一
同	同	介護予防 訪問看護	同

岐阜県告示第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
恵那市串原字大野二二〇の二四（次の図に示す部分に限る。）、二二〇の二八、二二〇の一九
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大野二二〇の二八・二二〇の一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二〇の二四
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

森林保全課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町西乙原字赤谷口二二六四の一、二二六五、二二六八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町洲河字角摩四六の一（次の図に示す部分に限る。）、四二の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町福来字井ノ表平四九五、四九七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町小津字村家二二二一、二二二二、二二四〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次 of 森林については、主伐は、択伐による。

字村家二二二二（次の図に示す部分に限る。）、二二二一、二二四〇

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町西津汲字板追二〇四三の二の七、二〇四三の七三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字村上二四〇の二、二五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第 333 号

森林法（昭和二十六年法律第 249 号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町谷汲徳積字大口洞一四五九、一四七九の二

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第 333 号

森林法（昭和二十六年法律第 249 号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬字鍋入谷二四八三の一、二四八三の二、二四八四の一から二四八四の三まで、二四八五の一、字中ノ谷二四九七、二五〇〇、二五〇三、二五〇四の一、字大谷二五三〇の一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鍋入谷二四八三の一・二四八四の一から二四八四の三まで・字中ノ谷二四九七・二五〇三・二五〇四の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第 334 号

道路法（昭和二十七年法律第 80 号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年七月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
美大並和線		郡上市美並町山田字和合七〇七番一三地区先から七〇一番一丁目同字同		七〇一番一丁目同字同		後		前		後		前	
						三・五 三三・〇		四・六 二〇・〇		三六・六		三九・六	
						ルメートル		ルメートル					

岐阜県告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
神戸町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大垣都市計画下水道事業 神戸町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成十三年七月十三日から
令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第三百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員	延長	指定番号	指 定 日
羽島市竹鼻町狐六字砂入二三九番四及び羽島市所管法定外公共物（水路）	四・五〇	三三・四	岐阜県指令 一六一号	令和 五・五二
羽島郡岐南町薬師寺三丁目四〇番	四・三	二九・四	岐阜県指令 一六一号	同 五・三
羽島郡岐南町三宅八丁目二六一番	四・八二	二二・五	岐阜県指令 一六一号	同 六・三
本巢市上真桑字安藤分一七三七番四、一七四番一の一部、同番四の一部、一七五番三の一部及び同字大正寺一七二番二の一部	六・〇一	一〇七・〇一	岐阜県指令 一六一号	同 六・三
瑞穂市古橋字長刀一七三八番四	四・三三	三三・〇	岐阜県指令 一六一号	同 六・六

中濃建築事務所長

位 置	幅員	延長	指定番号	指 定 日
関市桜ヶ丘三丁目一四三番一	四・五〇	三三・六	岐阜県指令 六号の二二	令和 五・四二

東濃建築事務所長

関市小屋名字西屋敷一〇七番四及び一八番二の一部	六〇〇	五・五	岐阜県指令 ○号	同	五・六
美濃加茂市本郷町五丁目字正理一三八八番九	六〇〇 六〇〇	六・〇五	岐阜県指令 ○号	同	五・二
美濃加茂市前平町二丁目三三番四	六〇〇 六〇〇	四・七	岐阜県指令 ○号	同	六・八
関市中二丁目二二三番四	六〇〇	五・二	岐阜県指令 ○号	同	六・三

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年 月 日
中津川市中津川字上金一〇二九番八	六〇〇	二〇・三	岐阜県指令 東建築第八号	令和 五・五・三

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
不破郡垂井町宮代字笹石子谷二六一五の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県西濃農林事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 **マインソフバーネットワークの構築及び運用保守業務** 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 令和5年4月11日
 - 4 落札者を決定した日 令和5年5月23日
 - 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
株式会社日立製作所中部支社
支社長 湯次 善慶
 - 6 落札金額 89,924,998円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部デジタル推進同情報システム係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号
- 落札者等に関する公示
- 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年七月二十一日

岐阜県民権 中 田 謙

1 調達役務の名称及び数量 第 3 次岐阜県河川情報システム更新及び運用保守業務

一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和 5 年 4 月 25 日

4 落札者を決定した日 令和 5 年 6 月 5 日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町二丁目 31 番地

西日本電信電話株式会社岐阜支店

支店長 児玉 美奈子

6 落札金額 207,900,000 円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県県土整備部河川課維持係

(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

令和五年七月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社